

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われましたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 31 日

吉備中央町長 山本 雅則



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東村集落（東村地区人・農地プラン）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 13 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 3 経営体

個人 5 経営体

集落営農 0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は不足しており、地区内全域において、畑や耕作条件の悪い水田が多く、耕作放棄地の増加が進んでいる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域外に本拠を置く農事組合法人への農地集積を支援していく。また、農事組合法人等が一体的な農地を集積しやすくするために、農地中間管理機構を活用していく。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者を積極的に受け入れ担い手を確保するとともに、今後農業経営者の高齢化により、耕作が困難な土地について、中心経営体による経営農地の集積化を図り、農業の核となる米作、果樹（ぶどう）等を中心とした作付けを行い、地域農業の活性化、効率化を図る。